

令和6年（モ）第1083号 移送申立て事件

（基本事件 令和6年（ワ）第6807号 投稿記事削除等請求事件）

申立人（基本事件被告） 宮部龍彦

相手方（基本事件原告） 部落解放同盟大阪府連合会 外1名

意見書

2024年10月2日

大阪地方裁判所第22民事部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 中井 雅



同 弁護士 南 和 行



同 弁護士 小野 順



第1 申立の趣旨に対する意見

被告による移送申立を却下する。

との裁判を求める。

第2 理由

1 土地管轄は大阪地裁にあること

(1) 義務履行地が大阪であること

基本事件の土地管轄は、原告らが被告に対し、損害賠償を求める訴えを含んでいるところ、当該訴えの義務履行地（民事訴訟法第5条1号）として原告らの住所地

を管轄する大阪地方裁判所である。

(2) 不法行為地が大坂であること

被告は、「不法行為に関する訴えは不法行為があった地を管轄する裁判所に提起するのが原則である（民事訴訟法5条9号）。そして、原告が言うところの人格権侵害等にあたるという情報を配信しているサーバーは、現在被告の住所に設置されている。」と述べる（申立書第2・2）。

しかし、インターネットによる権利侵害に関しては、侵害記事が掲載されたウェブサイトの発信地（行為地）及び受信地（侵害発生地）がいずれも不法行為地に該当するとされており、サーバー所在地は重視する必要はないと指摘されている（秋山幹男・伊藤眞ほか「コンメンタル民事訴訟法I 第3版」日本評論社刊225頁参照）。そのため、被告のいうサーバー所在地を考慮する必要はなく、本件では原告らの住所地が「不法行為があった地」に含まれる。

しかも、大阪の地は、単に本件各記事を閲覧した地ではなく、訴状別紙投稿記事目録記載の各記事で晒されている被差別部落が所在する地であるから、紛争解決にあたって最も適した管轄裁判所は大阪地方裁判所である。

したがって、基本事件の土地管轄は、「不法行為があった地」（民事訴訟法5条9号）として原告らの住所地を管轄する大阪地方裁判所にある。

2 本人訴訟であるか否かは「当事者間の衡平」とは無関係であること

被告は、「原告には訴訟代理人である弁護士がいるのに対し、被告はいわゆる本人訴訟を行うため、訴訟を行う上で力量は原告側がはるかに上である。」と述べる（申立書第2・4）。

しかし、被告は弁護士に基本事件の訴訟代理人を委任することができる（民事訴訟法54条1項参照）。

したがって、「本人訴訟を行うため、訴訟を行う上で力量は原告側がはるかに上」であったとしても、そのような事情は「当事者間の衡平」とは無関係である。

3 被告が大阪地裁に出廷するのに負担はないこと

被告は、「原告は神奈川県から大阪府まで自らの出捐で交通費と移動の時間を負担する上、仕事も休む必要があり、応訴の煩雑さと労力が求められる。その負担は、本件訴訟物の価額や重要性に比して過度なものである。」と述べる（申立書第2・4）。

しかし、訴状別紙投稿記事目録記載のとおり、「部落探訪」は大阪に限っても40回に達している。また、「部落探訪」は、全国的に見れば、2024年6月30日時点で367か所となっており（訴状28頁）、同年9月30日時点で380か所となっている。つまり、被告は、極めて高頻度に「部落探訪」を続けてインターネット上での人格権侵害を拡大させ続けているのであり、そのことに費やす資力と時間は有しているのとである。

したがって、被告がいう「交通費と移動の時間」、「仕事も休む必要」は、上記「部落探訪」の履歴に照らせば極めて軽微な負担であり、その負担を被告に負わせても「衡平」を損なうことはない。また、本件訴訟の内容や被告の行為等から当然に負うべき負担である。

4 原告ら住所及び同代理人事務所が大阪にあること

被告は「…被告が御庁に出頭するよりも、原告代理人弁護士あるいは原告らと関連する弁護士が横浜地方裁判所相模原支部に出頭する方が、はるかに負担が少ない。」と述べる（申立書第2・5）。

しかし、原告は、個人原告が1名と部落解放同盟大阪府連合会である。形式的には個人1と法人1であるが、部落解放同盟大阪府連合会には多くの同盟員が所属しており、基本事件の利害関係者は多数にのぼる。また、原告ら代理人は、3名とも大阪に事務所があり、大阪弁護士会に所属する弁護士である。

原告らは、基本事件の期日には毎回出席する予定であり、遠方の裁判所への出席は被告以上に負担となる。また、原告らは、本件投稿記事目録記載の各記事によって差別されない権利等の人格権が侵害されたとして慰謝料等を請求していることから、審理において原告らの当事者尋問が必須であり、遠方の裁判所になれば当事者尋問も被

告以上に負担となる。

なお、被告は原告ら代理人のうち1名が別件訴訟の代理人として東京地裁及び東京高裁に出廷していた旨述べるが、「当事者間の衡平」とはあまりにも関連性のない主張である。

5 民事訴訟法87条の2等による裁判は不十分であること

被告は、遠隔地にいる当事者等の尋問に係る民事訴訟法の規定を指摘するが、公開の法廷における対面でのコミュニケーションができないこと、書証の提示が円滑に実施できない等尋問手続として不十分であること、等から補充的に利用されるべきである。

6 本移送申立の動機目的

新潟地方裁判所令和6年5月13日付決定（資料1）の主文及び理由を前提にすれば、被告は、本移送申立が却下される可能性が高いことは理解しているはずである。しかも、令和6年9月26日付移送申立書の内容は、同新潟地裁決定における移送申立書（資料1・5頁）とほぼ同内容であり、より本移送申立が却下される可能性が高いことを認識しているといえる。それにもかかわらず、被告は、令和6年9月26日に至って本移送申立書を提出しているのであるから、同移送申立は基本事件の第1回口頭弁論期日（10月24日）の取消・延期を狙っていると見られてもやむを得ない。

7 結論

以上のとおり、被告による移送申立は、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者の衡平を図るため必要がないので、却下されるべきである。

以上

附 属 書 類

資料1 新潟地方裁判所令和6年5月13日付決定 1通